

新旧対照表（当座勘定規定）

改定前	改定後
略	略
1. 当座勘定への受入れ	1. 当座勘定への受入れ
略	略
(4) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。	(4) 証券類の取立のため特に費用を要する場合には、 <u>当行所定の方法により表示する</u> 代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
略	略
15. 届出事項の変更	15. 届出事項の変更
略	略
(3) 第 1 項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。	(3) 第 1 項による <u>届出を怠るなど預金者の責に帰すべき事由により、当行が行った</u> 通知または送付書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
略	略
28. 成年後見人等の届け出	28. 成年後見人等の届け出
(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。	(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 <u>また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。</u>
略	略
(5) 前 4 項の届出前に生じた損害については、当行は責任を負いま	(5) 前 4 項の届出前に、当該届出がなされなかったことにより生じ

改定前	改定後
せん。 略 30. 保険事故発生時における預金者からの相殺 略 (3) 第 1 項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いにては当行の定めによるものとします。 略 31. 通知等 届け出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。 略 32. 規定の変更等 (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、随時変更できるものとします。	た損害については、<u>当行の責に帰すべき事由がある場合を除き、</u>当行は責任を負いません。 略 30. 保険事故発生時における預金者からの相殺 略 (3) 第 1 項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。<u>ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。</u> 略 31. 通知等 <u>第 15 条第 1 項に定める届出を怠るなど預金者の責に帰すべき事由により、当行が行った通知または送付書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u> 略 32. 規定の変更等 (1) この規定の各条項に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、<u>店頭表示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u>

改定前	改定後
(2) 前記(1)の変更は、規定を変更した日から適用されるものとします。	(2) <u>前項</u>の変更は、<u>前項の周知の際に定める適用開始日から</u>適用されるものとします。